公 財 全 防 連 規 則 第 10 号制 定 平成 2 2 年 5 月 2 0 日 最終改正 令和 4 年 6 月 2 3 日

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全国防犯協会連合会(以下「全防連」という。)定款第 17条第3号及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、全防連を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。) 及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の決定等)

- 第3条 全防連は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2 常勤役員の報酬は年俸制とし、別表1に示す額を上限として、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第4条 常勤役員の報酬は、12等分して1ヶ月の報酬として、別表2に基づき支給する。
 - 2 役員等に対して、全防連より特別な職務を委嘱した場合には、その対価とし謝金 等を支給することができる。
 - 3 役員等には、役員賞与を支給しない。
 - 4 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給する。
 - 5 非常勤役員等に対して、理事会、評議員会及び全防連の事務所に出勤した場合、 その職務を行うための日当として、1日につき 10,000 円(税抜)を支給することが できる。

(交通費)

第5条 非常勤役員等が鉄道、航空機、バス等の公共交通機関を使用して理事会、評議員会及び全防連の事務所に出勤した場合には、公益財団法人全国防犯協会連合会事務局職員給与、旅費支給規則により交通費を支給することができる。

(報酬の支払日等)

- 第6条 報酬の支払日及び支払い方法は、公益財団法人全国防犯協会連合会事務局職員給 与、旅費支給規則(以下「給与規則」という。)によるものとする。
 - 2 次に掲げるものは、報酬の支払いのときに控除することができる。
 - (1) 所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 社会保険料
 - 3 新たに常勤役員が月の途中で就任したときは、その月の報酬は日割り計算による。
 - 4 常勤役員が退任し、または死亡した場合は、その月の報酬は日割り計算による。

(費用)

- 第7条 全防連は、役員等がその職務の遂行に当たって要する費用については、これを遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものと し、後日精算を行うものとする。
 - 2 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その支給方法は別に定める給与規則による。

(公表)

第8条 全防連は、この規則をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正等)

第9条 この規則の改正及び廃止は、評議委員会の議決を経て行なうものとする。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成31年3月20日から施行する。

附則

令和2年3月17日、この規則の名称を役員及び評議員の報酬及び費用に関する規則に 改める。

附則

この改正は、役員については令和4年6月7日から、評議員については令和4年6月23日から施行する。

別表1 報酬の上限

| 役 職 | 報酬(年俸)の上限 |
|---------|-----------|
| 専 務 理 事 | 1,200万円 |
| 常勤理事 | 1、000万円 |

別表 2 報酬の支給基準

| 支 給 額 | 支 給 方 法 |
|----------|---------|
| 報酬の12分の1 | 月額にして支給 |